九州北部豪雨により被害を受けた福岡県朝倉市における「民有林 直轄治山事業」の着手について

平成29年7月九州北部豪雨により、多数の山腹崩壊と流木等が発生し、福岡県朝倉市などで甚大な被害を与えたことから、林野庁では、福岡県知事からの要請を踏まえ、朝倉市(旧朝倉町、旧杷木町)の民有林において、平成30年4月から「朝倉地区民有林直轄治山事業」に本格的に着手することとし、渓間工153箇所、山腹工33箇所など、治山事業による復旧整備を総合的に進めます。

また、工事の実行、地元及び関係機関との調整など、事業の円滑な実施を図るため、佐賀県鳥栖市に「鳥栖治山事業所」を開所しました。

引き続き、福岡県、朝倉市など関係機関と連携し、被災地の復 旧・復興に向けて取り組んで参ります。



佐賀県鳥栖市に開所した「鳥栖治山事業所」



山腹崩壊の状況(妙見川流域)